

令和 9 年度版

提出書類確認票

(教育・保育給付認定申請用)

※太枠内を記入してください。

申請児童名	年齢(R9.4.1時点)	月 齢	受付番号
	歳	月	
	歳	月	
	歳	月	

B

1 提出書類の有無 提出する書類の太枠内にチェックしてください。 (※裏面に続く)

全ての方が必要な書類				
A	教育・保育給付認定申請書(2・3号用) 兼保育利用申込書(2枚組)	1人1セット必要		
B	提出書類確認票(本紙)	複数人分記入可		
C	個人番号(マイナンバー)記入用紙	複数人分記入可		
D	保育施設の利用に関する確認書 兼同意書	複数人分記入可		
児童調査書		1人1枚必要		
「保育を必要とする事由」を証明 する書類 ※原本1部、兄弟分は写し可		父	母	他
居宅外労働 (自営除く)	就労証明書			
	シフト表 (変則就労の方のみ)			
自営業 在宅勤務	就労証明書			
	仕事内容・実績がわかるもの 最新の確定申告書、受注表、 請負契約書等			
内 職	内職従事収入証明書			
	就労状況申告書			
	申告書に定める添付書類 (仕事内容・実績がわかるもの)			
妊娠・出産	母子手帳の写し(氏名と分娩 予定日が確認できる部分)			
疾 病	診断書(保育が困難な状況、そ の期間が記載されたもの) ※吉川市様式(可能な限り)			
障がい	障害者手帳(証明欄)の写し			
要介護者 等の介護	申立書			
	スケジュール表			
	障害者手帳(証明欄) 又は 要介護認定証の写し			
病人の看護	申立書			
	スケジュール表			
	病人の診断書			
災害復旧	罹災証明書			
求職活動	求職活動申告書			
就 学	学生証の写し又は在学証明書 (在学期間が記載されたもの)			
	時間割表 (就学時間のわかる書類)			
育休取得時 の継続利用	就労証明書 (休業期間が記載されたもの)			
その他	保育ができないことを証 明する書類(※要事前相談)			

対象の方のみ提出が必要な書類		
世帯の状況等	必要な書類	
4～8月の利用を希望する 方で、R8.1.1現在の住所地 が吉川市外の方	令和8年度 住民税課税(非課税)証明書	※
9～3月の利用を希望する 方で、R9.1.1現在の住所 地が吉川市外の方	令和9年度 住民税課税(非課税)証明書	※
申請児童の兄姉(未就学児)が、 次のいずれかに該当する場合 ・施設等利用給付認定を 受けずに新制度未移行幼 稚園、特別支援学校幼稚 部を利用している ・企業主導型保育事業を 利用している	施設等を利用しているこ とが分かる証明書 (在園証明書等)	
次に掲げる者(在宅に限る) を有する世帯 ・身体障害者手帳、精神 障害者保健福祉手帳、療 育手帳の交付を受けた者 ・特別児童扶養手当の支 給対象児、障害基礎年金 の受給者	障害者手帳等の写し	※
申請児童にアレルギー症状 や障がい・疾病があり、集 団生活の中で配慮を要する 場合	保育所におけるアレルギ ー疾患生活管理指導表	
	障害者手帳等の写し (交付を受けている場合)	※
	医師の診断書等	
保護者の就労を事由として、 申請児童を認可外保育施設等に 1か月以上前から有料で、 週4日以上かつ1日4時間以上 預けている場合	認可外保育施設等 在園証明書	
申請日時時点で吉川市外に在住 しているが、認定(利用)開始 希望月の前月末日までに、 吉川市へ転入予定の場合	不動産売買契約書の写し (住宅を購入する場合)	
	賃貸借契約書の写し (住宅を借用する場合)	
	同居予定確認書(吉川市在住 者のもとへ転入する場合)	

※ 市が公簿の確認(マイナンバー制度による情報連携を含む)を
することにより、書類の提出を省略することができます。公簿
の確認を希望する場合についても、チェックをお願いします。

受付日	／	担 当	
不足書類	無 ・ 有（期限： ／ 閉庁まで）		

《面接の日程等》 □新規 □転所(依頼済・未依頼)

面接日	年 月 日 () 時 分から
場 所	☐ 一斉面接 ☐ 保育幼稚園課 ☐ 保育所： _____
持ち物	・児童調査書 ・母子手帳 ・診断書等(要・不要)
転 所	在籍園に児童情報を伺います。(面接不要)
※体調不良等で面接に行けない場合はご連絡ください。 【吉川市保育幼稚園課 ☎048-982-9528】	

2書類作成・記入に当たっての確認事項

次の項目を確認してください。

☐ はい	申請書（書類A）に、同居者及び同一生計者を全て記入しましたか。
	「同居者」とは、一つ屋根の下で生活している者をいい、別世帯の方も含まれます。別棟の場合は、別棟であることの証明（公共料金の支払明細・外観の写真等）の提出をもって、別居とみなします。 「同一生計者」とは、生活費の出どころを同じくしている者をいい、別居中の方も含まれます。
☐ はい	保護者(父母)及び 18 歳以上 65 歳未満の同居者について、「保育を必要とする事由」を証明する書類を添付しましたか。
	保護者(父母)については、別居中であっても証明書類の提出が必要です。 同居者については、保育を必要とする事由(求職活動は不可)が確認できない場合、利用調整指数が減点されます。

3世帯の状況についての確認事項

該当する項目にチェックし、記入・確認してください。

☐	申請児童を認可外保育施設等に預けている方
☐ 確認	「認可外保育施設等在園証明書」により、要件（※）を満たしていることが確認できた場合は、利用調整指数が加点されます。証明書の提出がない場合、又は審査の結果により要件に該当しないことが確認できた場合は、加点の適用はありません。 ※保護者の就労を事由として、1ヵ月以上前から有料で、週4日以上かつ1日4時間以上、認可外保育施設等に預けていること。

☐	申請児童の兄弟姉妹(未就学児)が、次の①～④に掲げる施設・事業等を利用している場合
☐	① 教育・保育給付認定を受けて、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、新制度幼稚園を利用 ② 施設等利用給付認定を受けて、新制度未移行幼稚園、特別支援学校幼稚部を利用 ③ 企業主導型保育事業 又は 施設等利用給付認定を受けずに②に掲げる施設を利用 ④ 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設通所部を利用
☐ 確認	利用施設等の名称を申請書（書類A）に正確に記入してください。利用の事実が確認できない場合は、利用調整指数や、利用者負担額(保育料)多子軽減の適用等に影響が出ることがあります。
☐ 確認	<①、②、④に該当する場合> 利用の事実について、市が公簿の確認（マイナンバー制度による情報連携を含む）をします。 <兄弟が③に該当する場合> 施設等を利用していることがわかる証明書(在園証明書等)を提出してください。

☐	申請日時点で出産の予定がある方	<出産に係る子> ☐ 申請児童 ・ ☐ 申請児童の下の子
出産予定日	年 月 日	入所希望月が産前6週（多胎妊娠の場合は14週）・産後8週の期間内である場合のみ、妊娠・出産要件での申込みが可能です。
出産後の予定	☐ 育児休業取得	就労（復職）を事由として入所決定した方が、入所後も復職をしない場合は退所となります。
	☐ 職場復帰	
	☐ 家庭で保育するため、保育施設・事業の利用をやめる（退所）	
	☐ その他（ ）	

☐	離婚前提で別居中の方	
別居中の配偶者	氏名	(年 月 日生)
	住所	
現在の状況	☐ 調停・裁判中	離婚調停申立書、呼出状、事件係属証明書等の写しを提出してください。
	☐ 夫婦間で協議中	協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本等を提出してください。
	☐ その他（ ）	

☐	吉川市へ転入予定の方	<転入予定日> 年 月 日
☐ 確認	入所が内定した場合でも、入所月の前月末日までに転入手続き及び保育幼稚園課にて住所変更手続きを済ませなければ、内定取消となります。	